

令和二年度第九回（十一月）

諫早市農業委員会総会

議事録

令和2年度諫早市農業委員会 第9回総会議事録

1 開催日時 令和2年11月27日(金) 開会 午後2時00分 ~ 閉会 午後3時00分

2 開催場所 諫早市役所 本館5階 大会議室

3 出席委員 (19人)

会 長	20番	山開博俊			
会長職務代理者	19番	小森俊夫			
農 業 委 員	1番	池田つや子	2番	久保 繁	3番 中尾貞治
	4番	久本純造	5番	立森和富	6番 前田貞松
	8番	松尾正晴	9番	長谷川 博	10番 山口勇満
	11番	中島康範	12番	松本秀徳	13番 陣野昭則
	14番	山口廣三	15番	澤久 進	16番 周防克己
	17番	池田武弘	18番	野副栄治	

4 欠席委員 (1人)

7番 中川一範

5 付議事件

第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件
第2号 農地法第3条の規定による許可処分取消願審議の件
第3号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件
第4号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件
第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件
第6号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件
第7号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件
第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件
第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件
第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件
第5号 非農地通知届出書受理の件

7 そ の 他

8 事務局

局長 宇野和利 次長 寿柳知己 主任 半田智也
事務職員 中山幸一 事務職員 山内 裕

9 議 事

(開会)

議 長 これより、「令和2年度 諫早市農業委員会 第9回総会」を開会いたします。
 総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

 農業委員会の在任委員20名中、19名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、7番・中川一範委員から欠席の届出がっております。以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。

 私に、ご一任いただければ指名したいと思います。いかがでしょうか。

 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということですので、議事録署名人に6番・前田貞松委員、15番・澤久進委員のご両人をお願いいたします。

 それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

 また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」について説明します。

 1番、諫早地区、栄田町の農地4筆、1,838㎡について、耕作に便利のため購入する申請です。権利取得後の農地面積は10,183.59㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。農地所有適格法人の要件は満たされており、トラクターや普通トラック等の機械も所有されております。また農作業をする役員の人数は十分あると思われ、譲受人の会社から申請地までは車で約10分ですので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

 2番から4番は借受人が同一の申請ですので、併せて説明いたします。

 2番、小野地区、長野町の農地1筆、866㎡、

 3番、小野地区、長野町の農地1筆、2,054㎡、

 4番、小野地区、長野町の農地2筆、1,639㎡、計4筆4,559㎡について、農業経営規模拡大を行うため、2番を使用貸借20年、3番と4番を使用貸借5年で借り入れる申請です。権利取得後の農地面積は9,454㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に55年間従事され、借受

人宅から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

5番、有喜地区、早見町の農地1筆、367㎡について、耕作に便利のため贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は4,749㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に20年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約15分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

6番、長田地区、長田町の農地1筆、994㎡について、農業経営規模拡大を行うため賃貸借5年で借り入れる申請です。権利取得後の農地面積は7,785㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に60年間従事され、借受人宅から申請地までは車で約2分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

7番、多良見地区、多良見町西川内の農地1筆、2,068㎡について、農業経営規模拡大を行うため、使用賃貸借2年で借り入れる申請です。権利取得後の農地面積は3,750㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。耕うん機や軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に10年間従事され、借受人宅から申請地までは車で約20分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

8番と9番は譲受人が同一の申請ですので、併せて説明いたします。

8番、高来地区、高来町小峰の農地1筆、893㎡、

9番、高来地区、高来町小峰の農地1筆、1,145㎡、計2筆2,038㎡について、耕作に便利のため8番は贈与を受ける申請、9番は購入する申請です。権利取得後の農地面積は6,773㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されています。また、農業に41年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。以上で議案第1号の説明を終わります。

議 長 議案第1号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。8月から10月にかけて申請があった農地に隣接するところです。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、玉ねぎを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
委 員 譲受人はこれまでに8,345.59㎡を所有されてきましたが準備などはどの

委員 員 ような状況でしょうか。

委員 員 トラクターを新しく購入して、きれいに耕うんして耕作できるようになっている状況です。

委員 員 ほかにご質問はありませんか。

議長 長 「なし」と言う者あり

議長 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議長 長 「異議なし」と言う者あり

議長 長 長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。

委員 員 次に、2番から4番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 員 2番から4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通し、水稻、馬鈴薯を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 長 2番から4番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

議長 長 「なし」と言う者あり

議長 長 長 ご質問がないようですので、2番から4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議長 長 「異議なし」と言う者あり

議長 長 長 ご異議がないようですので、2番から4番は、申請どおり許可することに決定いたします。

委員 員 長 次に、5番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 員 5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、馬鈴薯を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。審議の程よろしくをお願いします。

議長 長 5番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

議長 長 「なし」と言う者あり

議長 長 長 ご質問がないようですので、5番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議長 長 「異議なし」と言う者あり

議長 長 長 長 ご異議がないようですので、5番は、申請どおり許可することに決定いたします。

委員 員 長 次に、6番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 員 6番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺

地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 6番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、6番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、6番は、申請どおり許可することに決定いたします。
議 長 次に、7番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 7番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、農地において年間を通し、馬鈴薯、ニンニク等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 7番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、7番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、7番は、申請どおり許可することに決定いたします。
議 長 次に、8番と9番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 8番と9番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地及び購入する農地において年間を通し、白菜を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 8番と9番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、8番と9番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、8番と9番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願審議の件」を説明しま

す。

1番、飯盛地区、飯盛町平古場の農地1筆、530㎡につきましては、平成14年9月の総会において審議され、9月25日付けで許可された案件です。申請理由は、「一団の土地の増進を図るため、土地区画形質の変更に際し、土地の交換分合を前提として代表者に移転する。」というものでありましたが、許可後、都合により所有権移転がなされなかったことにより、今回許可処分の取消願が提出されております。申請当時の所有者は亡くなっており、相続により譲渡人の子の名義となっております。また、該当農地は許可後土地の形質の変更も、それに伴う所有権の移転もされておらず許可処分の取消につきましては問題ないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願ひします。以上で説明を終わります。

議 長 1番の説明がありました。何かご質問はありますか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は願ひ出どおり許可を取り消すことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は願ひ出どおり許可を取り消すことに決定いたします。

(議案第3号) 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、長田地区、西里町の畑2筆、計59.83㎡の農地について、住宅用地を拡張する転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。今回、隣接する宅地に建つ申請者の住宅の一部を解体し、子の住宅を建築する敷地として提供することとなり、これまで使用した洗濯物干場が無くなるため、その代替地として宅地拡張の申請を行うものです。造成はなく、転圧して使用します。雨水については自然流下で側溝へ放流し、隣接する農地はなく、資金については残高証明で確認しています。また、農用地区域からの除外決定が令和2年9月30日付でなされております。

2番、飯盛地区、飯盛町上原の畑1筆444㎡について、農業用施設用地とする追認の申請です。農地区分はその他の区域、農振白地です。申請地ですが、昭和50年頃に豚舎として建築しましたが、養豚業を廃業した後に農業用倉庫として利用し、現在まで至っております。また、倉庫の隣には農業用資材置場を配置しており、同じく現在も利用しております。本件については許可なく転用していたということで顛末書の提出がっております。雨水について自然流下とし、隣接する農地はありません。本件にかかる追加の資金はありません。議案第3号については、以上となっております。

議 長 議案第3号の説明がありましたので、1番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用

計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議のほどよろしく
お願いします。

議 長 1番の説明がありました。何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませ
んか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。
議 長 次に、2番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用
計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議の程よろしくお
願いします。

議 長 2番の説明がありました。何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませ
んか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。
議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題とい
(議案第4号) たします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、諫早地区、目代町の田1筆、744㎡について太陽光発電施設用地とする
転用申請です。パネルは288枚設置し、設置面積は744㎡、売電単価は
15.4円となっております。契約内容は賃貸借権設定20年、区域区分は調整区
域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申
請地については造成をせず現状のまま利用し、雨水については申請地東側の水路に
放流させます。この水路については、排水施設の根拠となる流量計算書の提出があ
っており、数値や排水施設の使用について管理者である市と協議済でございます。
隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明で確
認しています。

2番、小野地区、黒崎町の田1筆、287㎡について、車庫兼倉庫及び資材置場
用地をとする転用申請です。契約内容は賃貸借永久、区域区分は調整区域、農振白
地です。農地の立地基準については小野出張所から概ね300m以内にあるため、
第3種農地に該当します。申請地ですが、中央部分に車庫兼倉庫を設置し、トラッ
クやフェンス、ブロック等の資材置場として利用します。また、西側と東側に資材
置場を配置いたします。被害防除計画についてですが、進入路の一部について切土
を行う程度で、ほぼ現状のまま利用し、雨水については水路へ放流します。隣接す
る農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明で確認して
います。また、都市計画法第29条第1項の規定による開発許可申請中です。

3番、小野地区、中央干拓の畑1筆、1, 226㎡を農業用施設用地とする一部追認の申請です。契約内容は賃貸借権設定で令和5年5月31日まで、区域区分はその他の区域、農振農用地です。農地の立地基準については農用地に該当しておりますが、農業用施設の設置のため、不許可の例外に該当しております。申請地ですが、地盤が軟弱ということもあり、堆肥の搬入出の際に車輛機械が練りこみ、横転事故を起こす可能性があるため、コンクリート舗装を行うものです。また、申請にあたり測量を行ったところ、農業用倉庫が境界線の誤認により農地に越境建設していることが判明したため、その分について一部追認とするものです。顛末書も提出済です。雨水は自然流下で、隣接する農地はなく、資金については通帳の写しで確認しております。なお、令和2年11月13日付で農用地区域の農業用施設用地への用途変更決定がなされております。

4番、真津山地区、貝津町の田1筆、843㎡について、貸資材置場用地とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については長崎自動車道諫早ICから概ね300m以内にある農地であるため第3種農地に該当しております。譲受人ですが、貝津町で木材製品の製造業等を営んでおり、自身が代表取締役を務めております。本件は会社の資材置場が不足しているため、自身が転用し、会社へ貸し出すものです。申請地ですが、盛土を最高2m施し、木材や建設機械などの置場として利用します。雨水は自然流下、隣接する農地はなく、資金については通帳の写しで確認しています。

5番、真津山地区、久山町の畑1筆、231㎡の農地について、一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、盛土を最高0.4m施し、隣地境界との間に土留め工事を施し土砂の流出が無いようにいたします。建物は木造平屋建ての住宅を建築し、雨水については水路へ、汚水等については合併浄化槽を通じて水路へ放流します。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

6番、真津山地区、破籠井町の畑1筆、274㎡の農地について住宅用地を拡張する一部追認の転用申請です。契約内容は贈与。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。本件ですが、隣接地の宅地を拡張するもので、譲受人の転入に伴い駐車場が1台分不足するため整備するものです。また、隣接する宅地内にある既存駐車場の一部が申請地にはみ出ていることから一部追認の申請を行うもので、顛末書の提出がっております。申請地ですが、造成はなく現状のまま利用し、駐車場部分についてはコンクリートで整地します。雨水については自然流下で側溝へ放流し、隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については通帳の写しで確認しています。

7番、本野地区、下大渡野町の畑1筆、400㎡の農地について、一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、本野出張所から概ね300m以内にあり、

第3種農地に該当します。本件は、市道赤水線拡幅工事に伴う住居移転としての転用申請となり、申請地については切土を最高2m施し、擁壁及び緩衝地を設けます。建物は木造平屋建ての住宅を建築し、雨水については水路へ、汚水等については下水道へ接続します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については市との移転補償の契約書の写しで確認しています。また、都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

8番、本野地区、湯野尾町の田1筆、538㎡について、一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。契約内容は使用貸借権設定永久。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第1種農地に該当しますが集落に接続するため、不許可の例外に該当しております。申請地ですが、造成については盛土を最高0.3m施し、建物は木造二階建ての住宅を建築します。雨水については自然流下で水路へ、汚水等については下水道へ接続します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。また、農用地区域からの除外決定が平成31年1月7日付でなされております。

9番、長田地区、西里町の田1筆、504㎡の農地について、調剤薬局の店舗用地とする転用申請です。契約内容は賃貸借権設定30年。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、造成については盛土を最高1.5m施し、北側には擁壁、西側及び南側にはコンクリートで土羽を設け、土砂流出等の被害が無いようにいたします。建物は木造平屋建ての店舗を建築し、雨水については集中柵から水路へ放流、汚水等については合併浄化槽へ通じて水路へ放流します。隣接する農地はなく、資金については残高証明及び融資証明で確認しています。都市計画法第29条第1項に基づく開発許可申請中です。

10番、長田地区、西里町の田及び畑各1筆、登記地目が用悪水路で課税地目が畑となっている農地1筆、登記地目が雑種地で課税地目が畑となっている農地1筆、合計4筆116㎡の農地について、住宅用地とする転用申請で、隣地の併用地とあわせて241.44㎡に一般住宅を建築するものです。契約内容は使用貸借権設定永久。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第1種農地に該当しておりますが集落に接続するため、不許可の例外に該当しております。申請地ですが、現状のまま利用し、建物は木造平屋建ての住宅を建築し、雨水については道路側溝へ、汚水等については合併浄化槽へ通じて道路側溝へ放流します。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中であり、また、農用地区域からの除外決定が令和2年9月30日付でなされております。

11番、多良見地区、多良見町西川内の畑1筆、179㎡の農地について保育所用地とする転用申請で、既存の敷地を拡張するものです。契約内容は賃貸借権設定永久。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、現状のまま利用し、保育用具置場として利用するもので、雨水については自然流下、隣接する農地所有者等との協議書が添付さ

れており、資金については融資証明で確認しています。議案第4号は以上です。

議 長 議案第4号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は許可することに決定いたします。

議 長 次に、2番と3番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

委 員 3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議しましたが、やむを得ないとの意見がありました。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 2番と3番についての説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、4番から6番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 4番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

5番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

6番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 4番から6番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、4番と5番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番から6番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、7番と8番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 7番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

8番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 7番と8番について、何かご質問はありませんか。

議 長 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、7番と8番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、7番と8番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、9番と10番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 9番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

10番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 9番と10番について、何かご質問はありませんか。

議 長 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、9番と10番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、9番と10番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、11番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 11番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

議 長 11番について、何かご質問はありませんか。

議 長 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、11番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、11番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議(議案第5号)の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件」

について説明します。

本件は平成30年9月10日付、許可番号30諫農委第456-1号で許可した件の計画変更承認申請です。諫早地区、本明町の田3筆3,772㎡の農地を、新幹線工事用事務所及びトンネル仮設ヤードとする一時転用の申請でありましたが、新幹線工事の工期変更により、利用期間と借地期間を令和3年5月31日まで延長する変更の申請となります。なお、期間の延長のほかに変更点はありません。説明は以上です。

議 長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり承認することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり承認することに決定いたします。

議 長 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」を議題
(議案第6号) といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」についてご説明いたします。

1番、諫早地区、仲沖町の農地1筆、1,582㎡、小野地区、川内町の農地2筆、5,264㎡、計6,846㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借6年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

2番、小栗地区、小ヶ倉町の農地1筆、1,702㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、馬鈴薯、人参、大根の生産を主体に経営されています。

3番、小栗地区、川床町の農地1筆、911㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借3年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

4番、小野地区、赤崎町の農地2筆、2,939㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

5番、小野地区、小野島町の農地1筆、1,351㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借6年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

6番、小野地区、小野島町の農地9筆、20,926.41㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

7番と8番は借受人が同一の案件です。

7番、長田地区、西里町の農地4筆、2,858㎡、

8番、長田地区、西里町の農地1筆、1,109㎡、計5筆3,967㎡を引き

続き農業経営を行うため、7番を賃貸借3年、8番を賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、菊の生産を主体に経営されています。

9番、長田地区、白木峰町、長田町の農地13筆、10,841㎡を、引き続き農業経営を行うため、使用貸借20年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稲、玉ねぎの生産を主体に経営されています。

10番から12番は借受人が同一の案件です。

10番、長田地区、白浜町の農地1筆、2,645㎡、

11番、長田地区、白浜町の農地1筆、547㎡、

12番、長田地区、白浜町の農地1筆、312㎡、計3筆3,504㎡を農業経営規模拡大を行うため使用貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稲、玉ねぎの生産を主体に経営されています。

13番、長田地区、猿崎町の農地3筆、2,935㎡、高来地区、高来町船津の農地2筆、2,134㎡、計5筆、5,069㎡を、引き続き農業経営を行うため、使用貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稲、玉ねぎの生産を主体に経営されています。

14番、多良見地区、多良見町佐瀬の農地34筆、48,187.97㎡を、引き続き農業経営を行うため、使用貸借20年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、みかんの生産を主体に経営されています。

15番、多良見地区、多良見町佐瀬の農地1筆、2,850㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、みかんの生産を主体に経営されています。

16番、森山地区、森山町田尻の農地3筆、4,560.12㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稲、麦の生産を主体に経営されています。

17番、森山地区、森山町田尻の農地2筆、2,253.30㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稲、麦の生産を主体に経営されています。

18番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、1,180㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稲、ニラの生産を主体に経営されています。

19番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、2,925㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稲、馬鈴薯の生産を主体に経営されています。

20番と21番は借受人が同一の案件です。

20番、森山地区、森山町下井牟田の農地1筆、494㎡、

21番、森山地区、森山町下井牟田の農地1筆、993㎡、計2筆1,487㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稲、麦、大豆、蕎麦の生産を主体に経営されています。

22番、飯盛地区、飯盛町久保、飯盛町佐田、飯盛町平古場、飯盛町川下の農地

20筆、12,324㎡を、引き続き農業経営を行うため、使用貸借20年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、馬鈴薯の生産を主体に経営されています。

23番と24番は借受人が同一の案件です。

23番、飯盛地区、飯盛町中山の農地1筆、1,391㎡、

24番、小長井地区、小長井町川内、小長井町田原の農地3筆、4,878㎡、計4筆6,269㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借6年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、馬鈴薯、人参、大根の生産を主体に経営されています。

25番、飯盛地区、飯盛町開の農地1筆、1,710㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、馬鈴薯、人参、大根の生産を主体に経営されています。

26番、高来地区、高来町神津倉、高来町三部巻、高来町東平原の農地9筆、7,399㎡を、引き続き農業経営を行うため、使用貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、みかんの生産を主体に経営されています。

27番、高来地区、高来町溝口の農地1筆、749㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、輪菊の生産を主体に経営されています。

28番、高来地区、高来町坂元の農地1筆、687㎡を、農業経営規模拡大を行うため、使用貸借3年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、麦、玉ねぎ、冬瓜の生産を主体に経営されています。

29番、高来地区、高来町下与の農地2筆、1,822㎡を、引き続き農業経営を行うため、使用貸借3年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、カボチャの生産を主体に経営されています。

30番、高来地区、高来町折山の農地1筆、1,856㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借3年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、アスパラ、ブドウ、キャベツの生産を主体に経営されています。

31番、高来地区、高来町富地戸の農地1筆、1,182㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借3年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、アスパラ、ゴーヤの生産を主体に経営されています。

32番と33番は借受人が同一の案件です。

32番、小長井地区、小長井町井崎の農地1筆、1,486㎡、

33番、小長井地区、小長井町遠竹の農地1筆、884㎡、計2筆2,370㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借20年で借り入れる新規の申出です。申出人は、輪菊の生産を主体に経営されています。

以上、1番から33番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上で説明を終わります。

議長 議案第6号の説明がありました。1番から9番について、何かご質問はありますか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から9番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から9番は、申出どおり許可することに決定いたします。

議 長 次の10番から12番は、3番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、3番委員の退席を求めます。

(3番委員退席)

議 長 10番から12番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、10番から12番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、10番から12番は、申出どおり許可することに決定いたします。

3番委員の入場を求めます。

(3番委員・入場→着席)

議 長 次に、13番から33番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、13番から33番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、13番から33番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第6,7号) 続きまして、関連がありますので、議案第6号の34番から53番、議案第7号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号の34番、有喜地区、早見町の農地2筆、2,189㎡を、議案第7号の1番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、人参、馬鈴薯、大根の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の35番、長田地区、正久寺町の農地2筆、3,917㎡、

議案第6号の36番、高来地区、高来町下与の農地3筆、1,554㎡、計5,471㎡を、議案第7号の2番に賃貸借及び使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、生姜、ソラマメの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の37番、森山地区、森山町慶師野、森山町本村、森山町杉谷の農地8筆、9,650㎡、

議案第6号の38番、森山地区、森山町田尻、森山町杉谷の農地3筆、
3,070㎡、

議案第6号の39番、森山地区、森山町杉谷、森山町唐比北の農地2筆、
1,878㎡、

議案第6号の40番、森山地区、森山町杉谷の農地3筆、3,476㎡、

議案第6号の41番、森山地区、森山町杉谷、森山町唐比北の農地3筆、
1,933㎡、

議案第6号の42番、森山地区、森山町杉谷の農地2筆、2,475㎡、

議案第6号の43番、森山地区、森山町唐比東の農地2筆、2,747㎡、

議案第6号の44番、森山地区、森山町杉谷の農地9筆、6,656.09㎡、
計31,885.09㎡を、議案第7号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定
する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営
されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と農
業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の45番、森山地区、森山町杉谷の農地2筆、2,579㎡を、議案
第7号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権
利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を
受けることにより、地域の農地の集積に繋がります。

議案第6号の46番、森山地区、森山町本村の農地1筆、1,222㎡、

議案第6号の47番、森山地区、森山町本村、森山町田尻、森山町下井牟田の農
地10筆、8,013.28㎡、

議案第6号の48番、森山地区、森山町本村、森山町田尻の農地5筆、
5,994㎡、計15,229.28㎡を、議案第7号の5番に使用貸借10年で
新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生
産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模
拡大と農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第6号の49番、森山地区、森山町田尻の農地2筆、1,926㎡を、議案
第7号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権
利の設定を受ける者は、水稻、馬鈴薯の生産を主体に経営されており、今回、権利
の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第6号の50番、森山地区、森山町杉谷の農地4筆、2,610㎡を、議案
第7号の7番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権
利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を
受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第6号の51番、森山地区、森山町杉谷の農地2筆、3,570㎡を、議案
第7号の8番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権
利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を
受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第6号の52番、高来地区、高来町溝口の農地1筆、1,102㎡、

議案第6号の53番、高来地区、高来町溝口、高来町金崎の農地3筆、3,631㎡、計4,733㎡を、議案第7号の9番に使用貸借20年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、施設野菜、蕎麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

以上、第6号議案の34番から53番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、第7号議案の1番から9番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で説明を終わります。

議長 議案第6号の34番から53番、また、議案第7号の1番から9番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第6号の34番から53番を許可し、議案第7号の1番から9番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第6号の34番から53番を許可し、議案第7号の1番から9番を「意見なし」とすることに決定いたします。

(報告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。

小野・森山地区から1件、多良見地区から1件、森山地区から2件、合計4件出ています。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。

小野地区から1件、本野地区から3件、長田地区から1件、森山地区から1件、小長井地区から1件、合計7件の通知が出ています。解約理由としましては、小野地区、本野地区、長田地区の5件は都合により耕作できなくなったため、森山地区の1件は農地中間管理事業を活用するため、小長井地区の1件は耕作者を変更するためとなっております。

報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、真津山地区、貝津町の田9筆、計2,341㎡を住宅用地にする届出です。

2番、真津山地区、真崎町の田2筆、計467㎡を住宅用地にする届出です。

3番、多良見地区、多良見町中里の畑1筆301㎡を住宅用地にする届出です。

報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、多良見地区、多良見町中里の田2筆、計194㎡を住宅用地にする売買の届出です。

報告第5号「非農地通知申出書受理の件」について報告します。

諫早地区から1件、真津山地区から1件、長田地区から1件、多良見地区から1件、森山地区から1件、合計5件の非農地通知申出書を受理いたしました。全て山林・原野化しており、農振白地です。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議長 以上をもちまして、本日提出されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号	農地法第3条許可	9件。
議案第2号	農地法第3条許可処分の取消	1件。
議案第3号	農地法第4条許可	2件。
議案第4号	農地法第5条許可	11件。
議案第5号	農地法第5条許可後の計画変更の承認	1件。
議案第6号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定	53件。
議案第7号	農地中間理事業に係る農用地利用配分計画	9件。

以上、審議件数は、全部で86件ございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

事務局 （事務連絡）

議長 ありがとうございました。それでは、これをもちまして、令和2年度諫早市農業委員会第9回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

議長 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)